



明和町教育大綱

令和5年4月

明 和 町
明和町教育委員会

基本理念

未来を築く豊かな人間性と創造性を備えた人づくり


社会情勢の急激な変化や生活様式の多様化が進む昨今、私たちはさまざまな課題を抱え、それを乗り越えるための力が必要とされています。子どもたちがその力を得られるように、SDGs（持続可能な開発目標）の視点とICT（情報、通信に関する技術の総称）を取り入れながら、子どもたちの教育、町民の文化・芸術・スポーツ活動、歴史と地域の伝統文化の継承に取り組み、未来を築く豊かな人間性と創造性を備えた人材の育成を目指します。

教育大綱の位置付け

この大綱は、明和町の教育行政を推進するための基本指針となるものです。第6次明和町総合計画の基本構想に定める基本目標の達成に向け、教育分野の基本目標、重点的に取り組むべき基本施策の方向性を定めます。

教育大綱の実施期間

この大綱は、2023年度から2026年度までの4年間を実施期間とします。ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえて、毎年、総合教育会議において協議、調整を行い、状況に応じて柔軟に見直していくこととします。

年度	2021～2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
第6次明和町 総合計画	第6次明和町総合計画 2021～2030						
	第6次前期計画 2021～2025				第6次後期計画 2026～2030		
	 連動・整合性						
明和町教育大綱	旧 明和町教 育行政大綱	明和町教育大綱				次 期 明和町教育大綱	

本大綱の基本理念である「未来を築く豊かな人間性と創造性を備えた人づくり」を目指して基本方針を設定し、各方針に沿った具体的な基本施策を実施します。

また、本大綱の実施期間において特に重点的に取り組むべき事項を重点政策として、基本施策の中に位置づけます。

【基本方針】

- 1 幼児期から学齢期までの子どもたちの保育・教育を保障するための教育委員会、学校、園、家庭、地域が連携した教育環境整備の推進
- 2 史跡及び日本遺産を活用したまちづくりの推進と地域の伝統文化を継承していく郷土愛に満ちた人材の育成
- 3 子どもから大人まで、だれもがいつでも、どこでも学び活かせる環境づくりの推進

【重点政策】

- 1 コミュニティスクール「人とのつながり」
行政と学校・家庭・地域が連携・協力して、未来を担う子どもたちがすくすくと成長できる教育環境の整備に取り組みます。そのために、コミュニティスクールの仕組みのある学校づくりを進めます。
- 2 小中一貫教育「学びのつながり」
新たな環境に順応できないことによる小中ギャップをなくし、子どもたちが自己肯定感を高められる教育環境の整備に取り組みます。そのために、町内全校において小中一貫教育を導入します。
- 3 郷土文化学習「ふるさととのつながり」
史跡齋宮跡をはじめとした貴重な文化財を活用し、郷土を大切に思う気持ちが育つ機会の充実を図ります。そのために、学校教育の中で郷土文化学習のカリキュラムを作成します。



明和町マスコットキャラクター
めい姫
©MEIWA town office.

基本施策

基本施策は、大綱を実現するための具体的な指針であり、基本方針のもとに定める各施策ごとの主な取り組みを掲げます。

1 幼児期から学齢期までの子どもたちの保育・教育を保障するための教育委員会、学校、園、家庭、地域が連携した教育環境整備の推進

(1) 幼児教育・保育の充実

子どもを安心して産み育てられる環境の充実を目指し、就学前の子どもの健やかな成長のための環境確保や、幼児期に必要な集団生活を通じて基礎的生活習慣や社会性を身につけ、「遊び」を通じて創造的な「学び」につなげ、楽しく元気な成長を支える取り組みを行います。

- ・ 幼児教育・保育の充実
- ・ 子育て支援の推進
- ・ 保育所・幼稚園・こども園・小学校・中学校等への切れ目のない支援の推進
- ・ 幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質・能力の向上
- ・ 多気郡地域児童発達支援センターの活用

(2) 小・中学校教育の充実

① 学力の向上と多様な教育への取り組みの推進

変化の激しいこれからの社会を生きるために、知・徳・体の調和のとれた児童生徒を育てなければなりません。それぞれの力をバランスよく伸ばしていくために、学習指導要領に基づき、確かな学力の定着と向上を図るとともに、外国語教育などの新しい時代に対応した教育や特別支援教育の充実に取り組みます。

また、小中一貫教育のカリキュラムを通して地域の歴史、文化等を学び、子どもたちが地域への愛着や誇りを育むことにより、地域の将来を担う人材の育成を図ります。

- ・ 小中一貫教育の推進 重点政策

- ・ 齋宮跡等郷土学習の充実 **重点政策**
- ・ 基礎的な知識・技能の習得と学力の育成
- ・ ICT（インフォメーション コミュニケーション テクノロジー）を活用したプログラミング教育※の推進
- ・ 英語指導助手の配置及び英語教育の充実
- ・ 特別支援教育の充実と通級指導教室の設置
- ・ 教職員の資質向上

※プログラミング教育とは・・・2020 年度から小学校、2021 年度から中学校で必修化されている。コンピュータプログラムを意図通りに動かす体験を通じ、論理的な思考力を育むとともに、幼いころからプログラムの世界に触れ、IT（インフォメーション テクノロジー）に強い人材を育成する狙いがあるもの。

② 人権教育の推進

今日、社会的な問題となっている「いじめ」「児童虐待」等の事件を厳しく受け止め、「人の命を大切にする」人格形成を目的とした学習や研修に取り組みます。

また、子どもたちが、自他の基本的人権を尊重し合い、互いに認め合い、一人ひとりを大切にする教育活動を推進します。

- ・ 命の大切さや他人を思いやる心をはぐくむ教育の充実
- ・ いじめ防止等の取組みの充実
- ・ 人権を重視した学校づくりの推進
- ・ インクルーシブ教育※の推進
- ・ ジェンダー教育※の推進
- ・ 教職員及び社会教育関係者の人権教育研修の推進
- ・ 人権講演会や講座など啓発活動の充実

※インクルーシブ教育とは・・・生活する地域の初等中等教育において、障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶ機会が与えられる教育。

※ジェンダー教育とは・・・社会的・文化的に形成された性別にとらわれず、すべての人の人権を尊重する教育。

③ 情操教育の推進

将来を担う子どもたちの人生が、感動や生きる喜びに満ちたものとなるよう、文化芸術活動・読書活動などを通して、豊かな感性や情操を育む教育活動を推進します。

- ・文化芸術活動の充実
- ・読書活動の推進
- ・学校図書室の充実

④ 健やかな体の育成

生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためには、基本的な生活習慣を子どもの頃から適切に身につけることが必要です。特に学齢期は、発育・発達の著しい時期であることから、心身の成長・発達についての健康教育を推進します。

- ・運動習慣、生活習慣、食習慣の教育
- ・学校給食における食育の推進
- ・学校におけるスポーツの推進
- ・中学校部活動の地域移行の推進

(3) 安全・安心な学習環境の整備

① 教育・保育環境の充実

健康管理や勉学に励むことのできる快適な学習環境を確保するため教育施設環境整備の推進が必要です。また、老朽化が進む学校施設の改築や津波浸水区域内にある教育・保育施設の統廃合などに取り組みます。

- ・小学校区の再編制
- ・公立認定こども園の施設整備
- ・教育施設整備の充実
- ・公共施設等総合管理計画に基づく校舎等維持管理の促進
- ・施設長寿命化計画の作成及び実施

② 安全教育の推進

子どもたちがさまざまな事件・事故・災害等から命を守るために、危機管理教育の充実を図り、子どもたち自らが、危険を予測・回避する力を身につけることができるように安全教育を推進します。

- ・ 防犯教育の推進
- ・ 防災教育の推進
- ・ 交通安全教育の充実
- ・ 感染症拡大防止に向けた取り組み

(4) 学校・家庭・地域で教育に取り組む社会づくり

① 開かれた学校づくり「すべての学校にコミュニティスクールを」

保護者及び地域住民等による学校運営への参画や支援・協力を促進することにより、児童・生徒を中心とした学校教育の充実を図り、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進します。

- ・ コミュニティスクール※の導入 **重点政策**
- ・ 学校評価の実施
- ・ 地域との教育活動の推進
- ・ 地域による学校支援体制の整備推進
- ・ 地域資源を活かした教育活動の推進

※コミュニティスクールとは・・・学校運営協議会を設置した学校。学校・地域・家庭が協働して地域の子どもをはぐくむことが目的。

② 家庭教育の向上

子どもたちの基本的な生活習慣、自立心などの醸成には家庭教育のあり方も重要です。このため、生活習慣や家庭学習の習慣などが定着するように家庭での教育力向上を推進します。

- ・地域未来塾（明和学びの里）の充実
- ・家庭での予習復習の定着
- ・家庭学習の時間の確保
- ・家庭での生活習慣の形成
- ・タブレット端末持ち帰りによる ICT 学習の定着

③ 子どもの居場所づくりの充実

子どもたちが安全で安心して過ごせる環境において、様々な学びや体験ができ、ありのままに成長できるよう、家庭、学校、職域、地域等が一体的に取り組みます。

- ・教育支援センター（仮称）（引きこもり・不登校対策）設置の推進
- ・スクールソーシャルワーカー※を活用した家庭・学校・地域の連携
- ・地域未来塾（明和学びの里）の充実
- ・放課後子ども教室の充実
- ・放課後児童クラブの充実

※スクールソーシャルワーカーとは・・・いじめや不登校、虐待などの問題解決を図る専門職。

2 史跡及び日本遺産を活用したまちづくりの推進と地域の伝統文化を継承していく郷土愛に満ちた人材の育成

（1）郷土の歴史遺産や伝統芸能・文化の振興

郷土を誇りに感じ、ふるさとを大切に思う気持ちが育つ人づくりを推進するため、伝統文化を学び、体験・参加できる機会の充実を図るとともに文化財や郷土芸能の保存・継承と活用を推進します。

- ・地域の伝統芸能や有形文化財等の学習促進・情報発信
- ・斎宮歴史博物館やいつきのみや歴史体験館、さいくう平安の杜などの施設を活用した文化事業の推進
- ・地域資源を活用した観光サービスの推進
- ・小中学生に対する郷土文化学習の推進 重点政策

3 子どもから大人まで、だれもがいつでも、どこでも学び活かせる環境づくりの推進

(1) 生涯学習の推進

豊かな心と生きがいを育むまちづくりのため、生涯にわたって学びたい人がいつでも学べる環境づくりを推進します。

また、「学ぶ」だけの姿勢から、一人ひとりが学習した内容を地域に活かしてもらうように「学び返し」を実践し、住民の生涯活動の活性化や学習意欲の向上につなげます。

- ・ 公民館活動の充実
- ・ 図書館サービスの充実

(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進

住民が生涯にわたり元気で充実した生活を送り、体育・スポーツ活動を楽しめるよう、各種スポーツ事業の推進、環境整備や活動団体等への支援に努めるとともに、リーダーの育成を図ります。

- ・ 生涯スポーツ事業の振興
- ・ 競技スポーツの振興
- ・ スポーツ環境の整備推進
- ・ 指導者の育成

(3) 青少年の健全育成の充実

次代の担い手である青少年が、心身ともに健全に育つ環境づくりを目指し、行政・学校・家庭・地域や関係団体が連携して青少年を守るための取り組みを行うとともに、青少年の非行防止活動を推進します。

また、地域活動を通じた交流の機会の提供や指導者の育成を支援し、ボランティアなどの社会活動への青少年の参加を促します。また青少年育成関係団体間の交流・連携等を推進します。

- ・ 青少年健全育成町民の会の活動支援

- ・ 青少年指導員協議会の活動の推進
- ・ 地域・学校・大型店・警察との連携による、非行防止、環境浄化、啓発の推進

(4) 文化・芸術活動の充実

住民の豊かな人間性を育むため、生涯学習との連携を強化して、気軽に芸術・文化に触れられる環境づくりを推進するとともに、芸術文化に関する発信に努めます。

また、指導者の育成や地域において文化活動に携わっている人や団体を支援し、活動者の増加を促進します。

- ・ 町民文化祭や地域における文化活動の支援
- ・ 文化活動を支援する人材、ボランティアの育成
- ・ 高度なスポーツ、文化、芸術活動に触れることができる講演会等の積極的な誘致
- ・ 文化活動を行う拠点施設の整備